

志木市内保育施設等の災害時における臨時休園等のガイドライン

令和3年4月1日策定

令和3年6月10日改正

1 目的

市は、台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下、「災害時」という。）により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の生命と安全を守るため、志木市内の公立保育園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育施設等」という。）における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定するものである。

2 対象

志木市内の公立保育園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所

3 臨時休園の基準・対応

災害時における臨時休園の基準及び対応については、下記のとおり定める。

【台風、集中豪雨などの風水害の場合】

1) 臨時休園連絡の流れ

- ①市は、本ガイドラインに基づき、避難情報等が発令された各地区の保育施設等の臨時休園を判断し、該当する保育施設等へ連絡する。

※災害の状況等により、市からの臨時休園連絡が間に合わない場合は、保育施設等は、市のホームページ等により避難情報を確認のうえ、本ガイドラインに基づき、臨時休園を判断することができるものとする。その場合は、保護者にメール等で連絡が取れ次第、市に速やかに臨時休園の報告をするものとする。

- ②保育施設等は、保護者へ臨時休園をメール等で連絡をする。

2) 臨時休園の基準と対応

警戒レベル及び 避難情報等	登園前	保育中
警戒レベル3 (気象庁が発令) 高齢者等避難 (市が発令)	臨時休園とする ⇒午前6時の時点で <u>臨時休園を判断</u> (午前 の途中からの保育は 行わない) ⇒午前10時の時点で	速やかに児童を避難所へ避難 もしくは、降園させ、その後に 臨時休園とする。 【保育施設等の対応】
警戒レベル4 (気象庁が発令) 避難指示 (市が発令)	<u>安全が確認できれば、 午後の保育から再開。</u> (午前10時の時点で 安全が確認できなけれ ば、その日は1日休園)	・市からの連絡に基づき、原則、事前に保護者へ周知して いる避難所へ園児を速やかに 避難させる。 ただし、他の避難所や園内 が安全と判断した場合は、そ の場所に園児を避難させる。
警戒レベル5 (気象庁が発令) 緊急安全確保 (市が発令)	【保育施設等の対応】 ・市からの連絡に基づ き、登園前までに保護 者へ連絡する	・保護者へ状況を連絡すると ともに安全を確保しつつ、出 来るだけ速やかなお迎えを依 頼する。ただし、保護者のお迎 えや園児の引き渡しが危険な 場合は、安全な状況になっ てからの対応とする。

※上記基準によらず、総合的な判断により保育施設等の臨時休園を決定することがある。

3) 保育施設等の再開の基準・対応

災害発生後については、次の事項等を確認しながら、安全に配慮し、保育を再開すること。

【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気・水道・ガス・通信・交通 等）
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参などを検討）

※風水害発生後の保育施設等の「安全確認」については、市が作成し、各保育施設等に配布している「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」に基づき、施設長が行い、その状況を市に報告するものとする。市は、施設長から受けた報告をもとに、ライフラインの状況やガラスなどの設備の被害状況等も踏まえたうえで再開の判断をするものとする。

4) 再開連絡の流れ

- ① 市は、本ガイドラインに基づき避難情報が解除されたときは、保育施設等に施設の再開を連絡する。ただし、災害の状況によって、市からの避難情報解除の連絡が間に合わない場合は、保育施設等は、市のホームページ、市メール配信等から避難情報解除の情報を入手し、「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」に基づき、チェックをした後、再開の準備をする。
- ② 保育施設等は、上記確認事項を確認し、安全に保育をできる状況を確認した上で、保育施設等を再開する旨を市に報告する。
- ③ 保育施設等は、保護者へ保育施設等の再開をメール等で連絡する。

【地震の場合】

1) 臨時休園連絡の流れ

- ①登園前に市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、保育施設等は、本ガイドラインに基づき、市保育課に連絡した上で、臨時休園するものとする。

※保育施設等は、災害の状況等により、市保育課に連絡がとれない場合は、市のホームページ等により市内の震度等を確認のうえ、本ガイドラインに基づき、臨時休園を判断することができるものとする。その場合は、保護者にメール等で連絡が取れ次第、市に速やかに臨時休園報告をするものとする。

- ②保育所等は、保護者へ臨時休園をメール等で連絡をする。

2) 臨時休園の基準と対応

震度	登園前	保育中
震度5弱以上の地震	<p>地震があった当日は、臨時休園とする。</p> <p>その後、「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」を基に施設のチェックをし、安全に保育することが可能と判断される場合は、保育を再開する。</p> <p>【保育施設等の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に事前連絡後、保護者へ臨時休園の連絡をする 	<p>速やかに園児を避難所へ避難もしくは降園させ、地震当日は、臨時休園とする。</p> <p>その後、「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」を基に施設のチェックをし、安全に保育することが可能と判断される場合は、保育を再開する。</p> <p>【保育施設等の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に事前連絡後、原則、事前に保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。 <p>ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ状況を連絡するとともに安全を確保しつつ、

		出来るだけ速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや園児の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。
--	--	--

3) 保育施設等の再開の基準・対応

災害発生後については、次の事項等を確認しながら、安全に配慮し、保育を再開すること。

【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気・水道・ガス・通信・交通 等）
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参などを検討）

※ 地震発生後の保育施設等の「安全確認」については、市が作成し、各保育施設等に配布している「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」に基づき、施設長が行い、その状況を市に報告するものとする。

市は、施設長から受けた報告をもとに、ライフラインの状況やガラスなどの設備の被害状況等も踏まえたうえで再開の判断をするものとする。

4) 再開連絡の流れ

- ① 保育施設等の施設長は、本ガイドライン及び「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」に基づき、ライフラインの状況やガラスなどの設備の被害状況等も含めた施設の確認を行い、安全に保育ができる状況と職員体制の確保を確認した上で、市に報告し、その後、施設の再開を行うものとする。
- ② 保育施設等は、保護者へ保育施設等の再開をメール等で連絡する。

4 代替保育

市は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努めるものとする。

5 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインによる臨時休園及び再開の基準・対応を、市ホームページに公表するとともに、保育施設等の入園説明会等で保護者に事前に周知し、市のメール配信サービス（緊急情報・気象情報・地震情報など）への登録を促すなど、災害時の対応について理解を得るものとする。

6 その他の計画等との関連

保育施設等は、本ガイドラインや志木市洪水・地震ハザードマップなどを参考にしながら、関連マニュアル、運用指針などを適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとする。

【警戒レベルと市民がとるべき行動の関係】

警戒レベル	行動を市民に促す情報 (避難情報等)	市民がとるべき行動	発令者
5	緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があることから、直ちに安全確保する。	志木市
4	避難指示	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとるなど、直ちに命を守る行動をとる ・危険な場所から全員避難	
3	高齢者等避難	・避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者は危険な場所から避難する ・その他の人も避難の準備をし、自主的に避難する	
2	大雨・洪水 注意報	・避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認・注意など	気象庁
1	早期注意情報	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める	

※国土交通省、気象庁、埼玉県などから警戒レベル相当情報が発令された場合でも、必ず同じレベルの避難情報が同じ時間や区域に発令されるものではない。警戒レベル相当情報は、防災気象情報（洪水及び土砂災害に関する情報）に付されるもので、避難行動等を判断するための参考となるものである。

7 認可外保育施設に対する対応

市内の認可外保育施設においては、同ガイドラインに基づき対応するものとする。

8 幼稚園に対する対応

市内の幼稚園においては、法令に基づき施設長又は設置者が休園措置を講じるものとするが、原則として同ガイドラインに準じて対応するものとする。

9 学童保育クラブに対する対応

原則として小学校の対応に準ずるものとするが、学校休業日や放課後については、同ガイドラインに基づき対応するものとする。